

少人数私募債

従来、会社の資金調達には、銀行やオーナー家からの借入、増資が一般的でした。最近では直接金融、なかでもグリーン市場（8月号ご参照）や社債、とくに「少人数私募債」が注目されています。

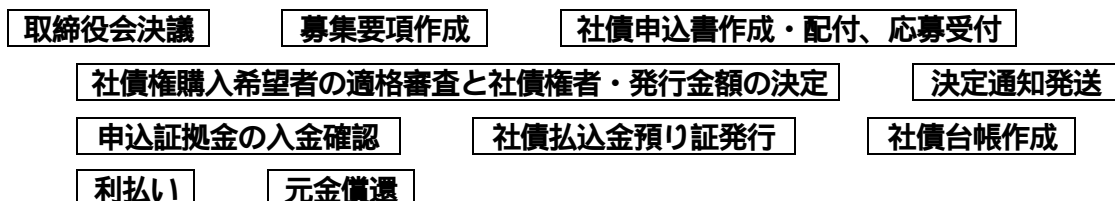
1. 少人数私募債のメリット

- 1) 長期での資金調達が可能 一般的には2～5年
- 2) 資金繰りの向上 利子は後払い、元本は償還時に一括返済が一般的
- 3) 担保不要
- 4) 取締役会決議により、発行可能 法務局・監督官庁などへの届出不要
- 5) 社債権者の申し出により債券不発行手続きが可能
- 6) 株主配当と異なり、社債利子は損金扱い
社債権者にとって社債利子は20%の源泉分離課税で完結

2. 少人数私募債発行の条件

<p>1) 社債権者 (1) 縁故者に限定、直接勧誘 機関投資家は不可 (2) 社債権者49名まで</p> <p>2) 1口の最低社債券面額が 発行総額の1/50未満</p> <p>3) 発行総額1億円未満</p> <p>4) 無担保発行</p>	<p>オーナー一家族、役員、従業員、取引先、知人などの縁故者にする事で、会社を信頼する人のみに限定 機関投資家を含んだときは、有価証券届出書または通知書の提出、目論見書作成・交付、告知義務あり 社債発行日前6ヵ月以内に同種の社債発行をしている場合、通算して49名まで 6ヵ月超で、再び49名まで勧誘可能</p> <p>例) 最低(1口)券面額 1百万円 ... 発行総額 49百万円以下 最低(1口)券面額 2百万円 ... 発行総額 98百万円以下 1/50以上の場合、社債管理会社に管理委託が必要</p> <p>1億円以上の場合、告知義務あり</p> <p>担保付社債は社債管理会社に管理委託が必要</p>
---	---

3. 発行から元金償還までの概要



お見逃しなく!

1. 応募者を獲得するためには、財務内容を開示し、中長期的ビジョンに立った事業計画と資金計画を立案しておくことが重要です。
2. 低い銀行利率に対して、少人数私募債利率を2～5%に設定し、従業員を社債権者として、福利厚生の一環とする会社があります。
3. 有限会社では、この少人数私募債発行はできません。
4. 取締役会決議から資金調達まで4～6週間程度です。
5. 中小企業基本法の中小企業に対して、東京都文京区・群馬県では、少人数私募債の利子補給（文京区では上限120万円）を開始しています。